

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の改正案に関する パブリックコメントの実施状況

平成24年10月
くらしの安心局住宅政策課

1 実施概要

県営住宅の入居者資格要件及び整備基準等に係る条例改正案について、下記のとおりパブリックコメントを実施した。

(実施期間)

平成24年9月10日(月)から同月28日(金)までの3週間

(意見募集の方法)

- ①チラシを県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場において配布。
- ②チラシを東部、中部、西部総合事務所建築住宅課及び鳥取県住宅供給公社において配布。
- ③県ホームページでチラシ及び条例改正案資料を公開。
- ④報道機関への情報提供及び新聞掲載。
- ⑤入居者へチラシを配布。

(意見回収の方法)

意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、チラシを配布した上記①の場所に設置した意見箱により受け付けた。

2 実施結果の概要

- (1) 意見のあった件数・・・16件(意見者数は12)
改正内容に対する意見 5件 その他(維持管理等に関する意見・要望) 11件
- (2) 改正内容に対する意見と対応

意見の概要	対応方針
子育ての方の支援は良き事と思う。	高齢者、障がい者等向けには、1階住戸を入居対象とする等入居に適した住戸に入居できるよう配慮するとともに、団地内自治が円滑に行えるようコミュニティバランスの偏りを抑制するため、県営住宅の所在地や団地の入居状況等を勘案しながら、子育て世帯の対象住戸を指定する。
生活に困窮している方が入居できるようになることはとてもよいことと思うが、障がい者の方、高齢の方が多いと班長をする人がいなくなるので、バランスよく入居して欲しい。	
なぜ、対象住戸を指定するのか。空いていればどこでも良いのではないか。	
優先入居は良い事と思うが、災害のとき女性や高齢等の方ばかりだと不安で、若い世帯の入居が必要と思っていたので良い事と思う。高校卒業位までとしてもよいのではないか。	子育て世帯に係る子の年齢について、県内の市営住宅の応募状況を調査したところ、中学生までの子がいる世帯からの応募が多数を占めていたこと等を勘案したものである。
夫婦、子供2人の家庭で共働きでなければ生活していけないが、現行基準では対象とならないため、もう少し基準を引き上げて欲しい。	裁量階層の対象に子育て世帯を追加することで、入居収入基準が15.8万円から21.4万円まで引き上げられ、これまで基準を満たしていなかった子育て世帯の入居が可能となる。